

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年5月21日)

## 【 件 名 】

- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改定について  
(障がい福祉課)・・・2
- 鳥取県手話言語施策推進計画の改定について  
(障がい福祉課)・・・3
- 鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画～鳥取県高齢者の元気福祉プラン～（令和6～8年度）の策定について  
(長寿社会課)・・・4
- 熱中症予防への対応について  
(健康政策課)・・・5
- 鳥取県自死対策計画及び鳥取県食育推進計画の策定について  
(健康政策課)・・・7
- 第8次鳥取県保健医療計画の策定について  
(医療政策課)・・・8

福 祉 保 健 部

# 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改定について

令和6年5月21日  
障がい福祉課

「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」は令和5年度が改定年度であることから、法改正や条例制定等の動きを踏まえ、当該計画を改定しましたので、その概要を報告します。

## 1 計画の概要

### (1) 計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

※計画期間は5年間だが、ギャンブル等依存症対策基本法で3年ごとに計画の必要な見直しを検討することが定められていることを踏まえ、中間年度の見直しを行うもの。

### (2) 計画の位置付け

- アルコール健康障害対策基本法に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」
- ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- 依存症対策地域支援事業実施要綱に基づく「アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する地域支援計画」

## 2 主な改定内容

### (1) 法改正や条例制定等を踏まえ、下記の内容を新たに明記。

背景等	追記内容
県の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・依存症フォーラムに参加できない方についても、出張相談会等を通じて正しい知識の普及等を実施</li><li>・クロスアディクションへの対応等の観点から、依存症普及啓発相談員間の連携体制を強化</li><li>・市町村が取り組む重層的支援体制の整備に対して支援を実施</li></ul>
専門医療機関の追加選定	<ul style="list-style-type: none"><li>・米子病院・倉吉病院をアルコール健康障害の専門医療機関として追加選定</li></ul>
鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定（令和5年1月施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>・自助グループ等の活動の場が広がるよう広報活動等を実施</li></ul>
精神保健福祉法の改正（令和6年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を実施</li></ul>
民間回復支援施設、家族会における活動実績の取り上げ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ギャンブル依存症家族の会及び鳥取ダルクが実施している相談対応の実績（件数）を計上</li></ul>

(2) 数値目標のうち、「成人女性の多量飲酒者の割合」について、令和7年度目標値を0.5%以下としていたところ、令和4年度実績が0.5%であり目標を達成したため、厚生労働省が展開する「健康日本21」における目標値を踏まえ0.2%以下に変更した。

# 鳥取県手話言語施策推進計画の改定について

令和6年5月21日

障がい福祉課

手話言語が使いやすい環境の整備に必要な施策を推進するため、この度、「鳥取県手話言語施策推進計画」を改定しましたので、その概要を報告します。

## 1 計画の概要

### (1) 計画期間

9年間（令和6年度から令和14年度まで）

※なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行う。

### (2) 計画の位置付け

鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの。

## 2 主な改定内容

(1) 手話は言語であることを改めて認識し、第1期計画（平成27年度から令和5年度まで）の「手話」の表記を可能な限り「手話言語」に変更した。

(2) 関連する法・条例の制定等を踏まえ、以下のとおり新たな取組等を明記した。

施策推進方針	新たに記載する内容
行政等における手話言語の普及・情報発信	・パブリックコメント意見募集や広報活動などにおける手話言語動画の活用等
デフスポーツを通じたろう者への理解促進	・東京2025デフリンピックに向けた機運醸成、大会成功に向けた支援の実施 ・デフリンピック開催を契機としたデフスポーツへの関心向上及びろう者への理解促進
ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出	・電話リレーサービスの地域登録の利用促進 ・AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及
自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり	・自然災害や感染症拡大時に、ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、非常時に備えた体制づくり

(3) 数値目標の見直し（主なものを抜粋）

- ・登録手話通訳者数の現目標値65人を令和4年度末に達成したが、手話通訳者が足りないとの現場の声や手話通訳者派遣件数の増を踏まえ、目標を102人（R14）に設定した。
- ・鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の充足率を毎年100%（定員どおり）とすることを設定した（新規）。
- ・手話講座等受講者数（県民）の現目標2,500人/年を、2,700人/年（R14）に設定した。

鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画  
～鳥取県高齢者の元気福祉プラン～(令和6～8年度)の策定について

令和6年5月21日  
長 寿 社 会 課

次のとおり、鳥取県老人福祉計画、鳥取県介護保険事業支援計画及び鳥取県認知症施策推進計画～鳥取県高齢者の元気福祉プラン～(令和6～8年度)を策定しましたので、その概要を報告します。

1 計画の概要

(1) 計画の法的位置づけ

介護保険法、老人福祉法及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づいて定める3つの計画を一体的に、「鳥取県高齢者の元気福祉プラン」として策定するもの。

- ・介護保険事業支援計画(第9期):介護保険事業の円滑な実施を支援するために必要な事項を定める(介護保険法第118条)
- ・老人福祉計画:老人福祉事業の実施に必要な事項を定める(老人福祉法第20条の9)
- ・認知症施策推進計画:共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき認知症施策の実施に必要な事項を定める(認知症基本法第12条)

(2) 計画の趣旨

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年以降を見据え、また、団塊の世代が85歳以上となり多くが介護サービスを利用するであろう令和17(2035)年、さらには生産年齢人口が減少していく令和22(2040)年までを想定して、地域社会全体で高齢者を支え、いつまでも暮らし続けられる地域をつくるための取組や政策の方針等を定めるもの。

(3) 計画期間 3年間(令和6(2024)～令和8(2026)年度)

2 主な内容

(1) 基本目標、重点課題

〔基本目標〕行政・住民が一体となって、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域をつくる

- 〔重点課題〕①介護予防・フレイル対策の強化 ②介護人材の確保  
③認知症施策のステージアップ ④地域包括ケアシステムの進展  
⑤介護サービスの量と質の確保 ⑥災害対策の強化

(2) 計画項目に対する施策の概要

○介護保険料の推移

(単位:円)

	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年	2021年	2024年
介護保険料(県平均)	2,891	3,638	4,322	4,513	5,420	6,144	6,433	6,355	6,219

○主な改定内容

以下の内容を新たに明記。

項目	概要
高齢者が元気に活動し続けられる地域づくり	・ねんりんピック鳥取県大会に向けたeスポーツの振興、ねんりんピックの成果を活かした老人クラブ活動の活性化
認知症施策のステージアップ	・若年性認知症の方を含めた行方不明者の早期発見のための情報共有等連携体制を整備 ・アルツハイマー病治療薬に対する普及啓発
必要な介護サービスの確保	・介護サービスの充実・提供体制の確保を図るため、中山間地域の訪問介護事業所を支援
福祉人材の確保と働きやすい職場づくり	・介護人材の確保(就労者数の増)に向け、外国人介護人材の受入環境整備を行う介護事業所を支援

# 熱中症予防への対応について

令和6年5月21日  
健康政策課

熱中症の疑いにより救急搬送される方を減らし、県民の健康を守るため、下記の取組を実施します。

## 1 県民への注意喚起

### (1) 暑さが本格化する前に早めの対策の呼びかけ

#### 熱中症警戒宣言（4月23日）

- ①体から備える（暑熱順化）
  - ア 暑くなる前に暑さに体を慣らす、「暑熱順化」を意識しましょう
  - イ 暑熱順化には個人差もありますが、数日から2週間程度かかります
  - ウ 運動や入浴などで汗をかく練習をしましょう
- ②行動から備える
  - ア 気温や湿度の確認をしましょう
  - イ エアコンの点検や試運転を行いましょう（暖房から冷房への設定変更）
  - ウ 衣替えを行い、夏服を出しましょう（通気、吸湿性のよいもの）
  - エ 暑さ対策のアイテムを揃えておきましょう（帽子、うちわ、日傘、すだれ等）

### (2) 暑い時期の注意喚起

種類	発令基準	備考
熱中症警戒期間	概ね30度以上の日が3日以上（期間：3～7日間）	令和6年度県新設
熱中症特別警戒期間	概ね35度以上の日が3日以上（期間：3～7日間）	同上
熱中症警戒情報（※）	暑さ指数33以上の日	令和6年度国新設
熱中症特別警戒情報（※）	暑さ指数35以上の日	同上

暑さ指数：湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温をもとに算出。高いほど熱中症のリスクが高まる。

（※）熱中症（特別）警戒情報は、改正気候変動適応法により法定化され、R6.4.24から全国統一の基準で運用開始。なお、熱中症警戒情報はこれまで環境省が熱中症警戒アラートの名称で行っていた注意喚起が、法定化されたもの（同一基準）。いずれの注意喚起も県から市町村へ直接伝達し地域での呼びかけに役立てていただくほか、とりネット、安心トリピーメールを通じ県内に広くお知らせする。

## 2 クールシェア・スポットの活用及び啓発物の配布等

- ・クールシェア・スポット（商業施設、公共施設、プール等）の登録推進 ※県内291ヶ所（R6.4.1時点）
- ・熱中症の予防行動を促すマグネットシート及び高齢者向けリーフレットを、市町村民生・児童委員担当課を通じ、高齢者世帯を中心に配布
- ・新聞、ラジオ、テレビCM、SNS等での注意喚起
- ・啓発のぼり（熱中症注意、こまめな水分補給）、ミストシャワー貸出し

## 3 関係機関との連携

第1回鳥取県熱中症対策連絡会議を4月23日に開催し、高齢者への対策を重点的に取り組んでいくことを市町村及び県内関係機関と確認した。

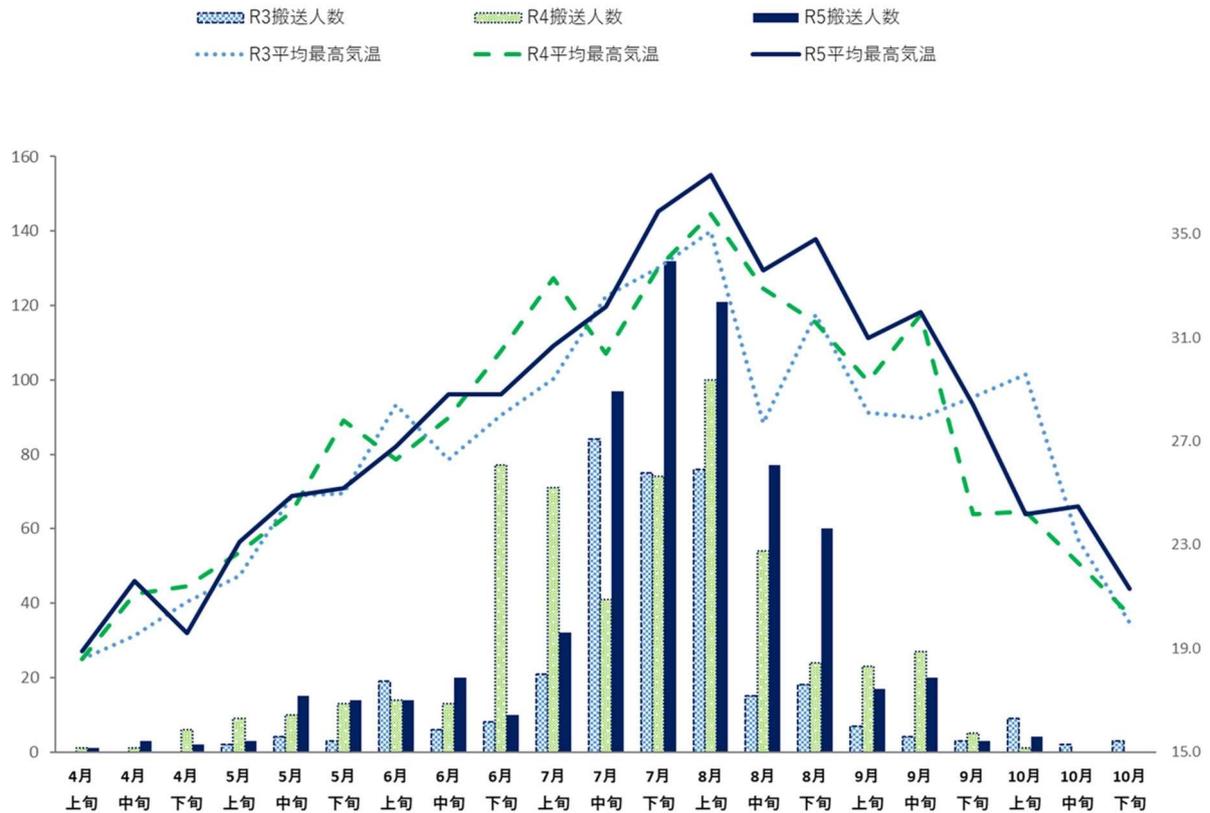
※会議では、鳥取大学国際乾燥地研究教育機構 大谷眞二准教授より、地域、事業所単位での対策や啓発活動の継続が必要との助言をいただいた。

### 【参考】

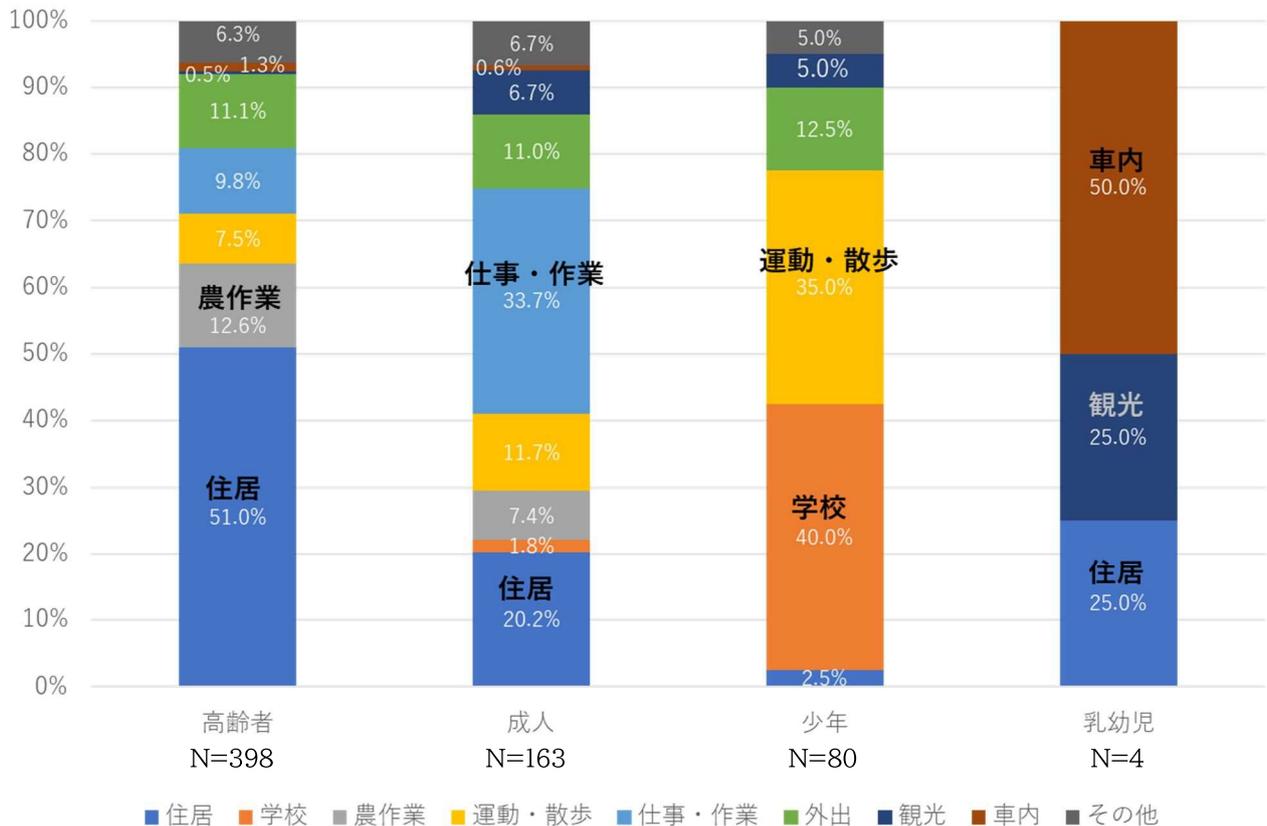
#### ○熱中症疑いの救急搬送者の状況

		R5年度	R4年度	備考
全体数		645人	564人	昨年対比81人増
	うち、高齢者(65歳以上)	398人	328人	全体数の61.7%を占める(全国55.6%)
	住居での発生	221人	142人	高齢者全体の67.4%を占める(昨年度43.3%)
傷病程度	死亡	3人	1人	
	重症	24人	14人	
	中等症	261人	251人	
	軽症	356人	293人	

○本県の救急搬送状況  
月別（令和3年度～令和5年度）



年代別・発生状況別（令和5年度）



# 鳥取県自死対策計画及び鳥取県食育推進計画の策定について

令和6年5月21日  
健康政策課

誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指した「鳥取県自死対策計画（第2次）」及び全ての県民が、食を通じて健やかに「生きる力」を育む食育を推進するため「鳥取県食育推進計画（第4次）」を策定しましたので、その概要を報告します。

＜鳥取県自死対策計画（第2次）＞※本県では、遺族等の心情等にも配慮し法令等の引用を除き「自死」と表現

## 1 第2次計画のポイント

- ・対策を更に推し進めるため、「子ども・若者」、「中高年層」、「高齢者層」、「女性」の4つを重点施策に位置づけ、ライフステージ別の対策を推進
- ・各種施策との連携を強化し、自死予防に向けた普及啓発や支援体制の構築、ゲートキーパーの養成、児童生徒の自死予防などの重点的な取組を実施

## 2 計画の概要

位置づけ	自殺対策基本法第13条に基づく「都道府県自殺対策計画」
計画期間	令和6年度から令和11年度までの6年間
基本方針	生きることの包括的な支援の推進、関連施策との有機的な連携強化による総合的な取組、実践と啓発を両輪として推進、関係者の役割の明確化と連携・協働の推進、自死者等の名誉及び生活の平穏に配慮し、自死に関する様々な取組を実施する。

## 3 主な評価と目標値

指標	現状値	R5目標値	達成状況	R11目標値
自死者数※1	82人(R3)	50人以下	未達成	50人以下
人口10万人対自殺死亡率※1	15.1(R3)	10.0以下	未達成	10.0以下
ストレスを大いに感じた者の割合※2	男性：9.5%(R4) 女性：13.4%(R4)	10%以下	男性：達成 女性：未達成	10%以下
睡眠による休養を十分に取れていない者の割合※2	22.6%	15%以下	未達成	15%以下

※1 人口動態統計 ※2 県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査

## 4 新たに盛り込んだ主な施策

- ・自死未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等で対応が困難な場合に、多職種の特任家で構成する「こども・若者の自死危機対応チーム」による支援者に対する助言等
- ・「健康づくりのための睡眠ガイド2023」に合わせてライフステージ別の睡眠や休息に関する普及啓発

＜鳥取県食育推進計画（第4次）＞

## 1 第4次計画のポイント

- ・「食農教育」を明記し、農林水産業等への理解促進を強力に推進
- ・災害発生時にも健全な食生活を継続するための食の備えを推進
- ・年代別の食品摂取量など課題に応じたきめ細かな指標を設定

## 2 計画の概要

位置づけ	食育基本法第17条第1項に基づく「食育推進計画」及び地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等並びに地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条第1項に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）」
計画期間	令和6年度から令和11年度までの6年間
基本方針	豊かな人間性を育む食育～「生産・料理・共食」の実践～、食パラダイス鳥取県（令和5年度から展開している新たなブランド戦略）を活かした食育を基本に取組を実施する。

## 3 重点目標と主な指標例

- ・指標をきめ細かく設定しPDCAの実効性を確保（第3次計画：9指標 → 第4次計画：24指標）

重点目標	主な指標	R5現状値	R11目標値
ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する	・40～50歳代男性肥満 ・65歳以上女性の低栄養傾向	34.1% 26.0%	25%以下 24%以下
食に対する感謝の心を養う	・農業体験活動等に取組む小学校	69%	75%以上
食の循環や環境を意識した活動を実践する	・「思いやり消費」実践県民の増加	73.1%	80%以上
豊かな食文化を継承する	・学校給食用食材の県産品利用率	75.3%	80%以上
食に関する情報を適切に活用する	・ローリングストック（循環備蓄）実践 県民の増加	45%	70%以上

## 第8次鳥取県保健医療計画の策定について

令和6年5月21日  
医療政策課

第8次鳥取県保健医療計画（期間：令和6年度～令和11年度）を策定しましたので、概要を報告します。

### 1 基本方針

- 住民・患者の視点を尊重し、身近な医療機関単位、二次医療圏、または圏域を越えた連携により、安心安全で質の高い医療サービスが受けられる体制を確立
- 人口減少や高齢化を踏まえ、入院・外来・在宅にわたる医療機関の役割分担、連携を進め、地域全体で支える効率的で持続可能な医療提供体制を確立
- 保健・医療・介護（福祉）の連携による希望すれば在宅で療養できる医療提供体制を確立
- 医療従事者の養成・確保と働き方改革を推進

### 2 第7次計画からの変更点

- 新興感染症発生・まん延時の医療を追加
- 保健医療分野の各種計画（がん対策推進計画、感染症予防計画等）と一体的に策定

### 3 保健医療圏と基準病床数

- 第7次計画の二次医療圏を継続（必要に応じて二次医療圏内の近接する医療機関の連携による体制を検討）
- 基準病床数（地域で整備する病床数の上限）を下表のとおり設定

病床種別	圏域	第8次計画 基準病床数	既存病床数	基準病床数(7次計画)
療養病床 及び 一般病床	東部保健医療圏	2,308	2,319	2,338
	中部保健医療圏	1,067	1,220	968
	西部保健医療圏	2,683	2,742	2,629
	県計	6,058	6,281	5,935
精神病床	県全域	1,345	1,551	1,583
結核病床	県全域	16	16	16
感染症病床	県全域	12	12	12

### 4 主なポイント

項目	主な内容	
5 疾病	がん対策	75歳未満年齢調整死亡率について全国上位を目指す高い目標(61.0)の設定等
	脳卒中対策	脳卒中相談窓口や脳卒中・心臓病等総合支援センターによる相談体制の強化、心疾患遠隔リハビリテーションによるかかりつけ医でのリハビリテーションの実施等
	心筋梗塞等の心血管疾患対策	
	糖尿病対策	医科歯科連携の更なる推進等
	精神疾患対策	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進、認知症治療薬の活用に向け早期診断に繋げる体制整備等
7 事業	小児医療	小児科医の確保による小児医療提供体制の充実、小児救急電話相談など適正受診の取組の推進等
	周産期医療	産婦人科・新生児科医の確保による周産期医療提供体制の充実、NICU等の長期入院児の在宅移行に向けた体制整備等
	救急医療	救急医の確保による救急医療提供体制の充実、救急電話相談など適正受診等の取組の推進等
	災害医療	感染症対応可能な医療人材の確保、医療機関の機能維持・早期機能回復の推進等
	へき地医療	医療人材の確保、オンライン診療や遠隔医療の推進等
	新興感染症発生・まん延時の医療	平時からの県と医療機関等との協定締結等による医療提供体制の確保、関係機関の連携による新興感染症発生時の柔軟かつ機動的な対応体制の構築等
	在宅医療	訪問看護師の確保や訪問看護ステーションの機能強化の推進、連携を担う拠点の整備等
医療従事者の確保と資質の向上	(医師) 地域枠の活用等による若手医師の確保、働き方改革の推進及びその影響を踏まえた機動的な対策、総合診療医の育成強化等 (看護師) 若い世代へのアピール強化、働きやすい環境の整備等	
外来医療に係る医療提供体制の確保	新規開業者への情報提供、医療機器の効率的な活用等	
健康づくり	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり及びフレイル予防の推進等	
医療費適正化	ジェネリック医薬品の使用促進、医薬品の適正使用と重複多剤対策等	
地域保健医療計画	東部・中部・西部の保健医療圏ごとの現状・課題・対策	

## 【計画の構成】

<b>第1章 計画に関する基本的事項</b>
1 計画策定の趣旨 2 基本方針 3 計画の位置付け 4 計画期間 5 計画の推進体制 6 計画の点検及び見直し
<b>第2章 鳥取県の現状</b>
1 人口構造 2 人口動態 3 受療状況 4 医療施設の状況 5 医療提供体制
<b>第3章 保健医療圏・基準病床数</b>
1 保健医療圏の設定 2 二次保健医療圏の設定の見直し 3 基準病床数
<b>第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築</b>
第1節 疾病又は事業別対策（5疾病7事業対策） 第2節 医療従事者の確保と資質の向上 第3節 課題別対策
<b>第5章 地域医療構想 ※令和7年度までの計画であり、今回見直しなし。</b>
平成28年12月に策定した「鳥取県地域医療構想（H28～R7）」のとおり（別冊）
<b>第6章 外来医療に係る医療提供体制の確保</b>
第1節 基本的な考え方 第2節 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定 第3節 新規開業者等に対する情報提供及び対応等 第4節 医療機器の効率的な活用 第5節 地域の外来医療提供体制の状況
<b>第7章 健康づくり</b>
第1節 健康づくり文化創造プラン（第四次）の概要 第2節 健康づくり文化創造プラン（第三次）の評価から見る県民の健康と生活習慣の現状と課題 第3節 健康づくり文化創造プラン（第四次）で定める健康づくりの目標 第4節 連携体制等
<b>第8章 医療費適正化</b>
第1節 医療費の現状 第2節 医療費適正化に向けた課題と施策の方向性 第3節 医療費適正化に向けた関係者の連携及び協力 第4節 計画期間における医療費の見込み 第5節 計画の進捗管理等
<b>第9章 地域保健医療計画</b>
東部保健医療圏地域保健医療計画 中部保健医療圏地域保健医療計画 西部保健医療圏地域保健医療計画